

令和元年度 第3回 木城町上下水道事業料金等審議会

(日時) 令和元年 5月17日(金) 13時00分
(場所) 木城町役場 庁舎3階大会議室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 審議会スケジュールの変更について
- (2) 上下水道料金改定案について
- (3) その他

3. 閉 会

木城町上下水道事業料金等審議会スケジュール

平成30年度

赤字：変更

- 6月4日 上下水道事業経営戦略策定業務委託の契約締結
- 9月25日 「木城町上下水道事業料金等審議会」条例施行
・附属機関の位置づけ
- 11月21日 諮問（町長→上下水道事業料金等審議会）
- 12月5日 第1回木城町上下水道事業料金等審議会
・委嘱状交付 ・会長及び副会長の選任 ・上下水道事業の経営実態と管理の状況等
- 2月25日 議会全員協議会において「上下水道事業経営戦略の策定説明」
- 2月27日 第2回上下水道事業料金等審議会
・問題点分析 ・適正化のための取り組み
- 3月28日 上下水道事業経営戦略の策定

令和元年度

- 4月8日 上下水道事業経営戦略の公表
- 5月17日 第3回上下水道事業料金等審議会
- 5月27日頃 **パブリックコメント募集開始**
↓ (2～3週間)
- 6月12日 **パブリックコメント受付終了**
- 7月4日 **第4回上下水道料金等審議会**
・パブリックコメントに対する回答 ・最終的な使用料改定の決定
答申（上下水道事業料金等審議会⇒町長）
- 7月13日頃 **審議会の結果公表（予定）**
- 7月20日頃 議会へ木城町上下水道条例の料金等一部改訂を作成
- 9月中旬 9月議会
- 10月1日 消費税及び地方消費税の税率引き上げ（8%→10%）
- 10月中 上下水道料の平成32年度からの料金改定について、広報及び周知徹底。
- 3月下旬 改定料金での検針スタート

令和2年度

- 4月1日 4月調定分から料金改定

(ケース1)

水道料金計算 (基本料+使用量単価改定)

上水道口径名	使用量		単価改定前			単価改定後			差引額			
	上水今回水量	下水今回水量	上水調定額	下水調定額	上下水道計	上水調定額	下水調定額	上下水道計				
13	13ミリ	0	0	1,382	756	2,138	1,382	1,080	2,462	324		
		1	1	1,382	756	2,138	1,393	1,090	2,483	345		
		2	2	1,382	756	2,138	1,404	1,101	2,505	367		
		3	3	1,382	756	2,138	1,414	1,112	2,526	388		
		4	4	1,382	756	2,138	1,425	1,123	2,548	410		
		5	5	1,382	756	2,138	1,436	1,134	2,570	432		
		6	6	1,382	756	2,138	1,447	1,144	2,591	453		
		7	7	1,382	756	2,138	1,458	1,155	2,613	475		
		8	8	1,382	756	2,138	1,468	1,166	2,634	496		
		9	9	1,544	831	2,375	1,641	1,252	2,893	518		
		10	10	1,706	907	2,613	1,814	1,339	3,153	540		
		11	11	1,868	982	2,850	1,987	1,425	3,412	562		
		12	12	2,030	1,058	3,088	2,160	1,512	3,672	584		
		13	13	2,192	1,134	3,326	2,332	1,598	3,930	604		
		14	14	2,354	1,209	3,563	2,505	1,684	4,189	626		
		15	15	2,516	1,285	3,801	2,678	1,771	4,449	648		
		15	15	2,516	1,447	3,963	2,678	1,933	4,611	648		
		16	16	2,678	1,360	4,038	2,851	1,857	4,708	670		
		17	17	2,840	1,436	4,276	3,024	1,944	4,968	692		
		18	18	3,002	1,512	4,514	3,196	2,030	5,226	712		
		19	19	3,164	1,587	4,751	3,369	2,116	5,485	734		
		20	20	3,326	1,663	4,989	3,542	2,203	5,745	756		
		21	21	3,488	1,738	5,226	3,715	2,289	6,004	778		
		22	22	3,650	1,814	5,464	3,888	2,376	6,264	800		
		23	23	3,812	1,890	5,702	4,060	2,462	6,522	820		
		24	24	3,974	1,965	5,939	4,233	2,548	6,781	842		
		25	25	4,136	2,041	6,177	4,406	2,635	7,041	864		
		26	26	4,298	2,116	6,414	4,579	2,721	7,300	886		
		27	27	4,460	2,192	6,652	4,752	2,808	7,560	908		
		28	28	4,622	2,268	6,890	4,924	2,894	7,818	928		
		29	29	4,784	2,343	7,127	5,097	2,980	8,077	950		
		30	30	4,946	2,419	7,365	5,270	3,067	8,337	972		
		31	31	5,108	2,494	7,603	5,443	3,154	8,597	994		
		31	31	5,119	2,538	7,657	5,454	3,196	8,650	993		
		32	32	5,270	2,569	7,839	5,627	3,282	8,910	1,015		
		32	32	5,292	2,656	7,948	5,637	3,326	8,963	1,015		
		33	33	5,426	2,644	8,070	5,810	3,412	9,222	1,037		
		33	33	5,464	2,775	8,239	5,821	3,456	9,277	1,038		
		34	34	5,570	2,762	8,332	6,004	3,585	9,589	1,058		
		34	34	5,637	2,894	8,531	6,004	3,585	9,589	1,058		
		35	35	5,684	2,850	8,534	6,188	3,715	9,903	1,080		
		35	35	5,810	3,013	8,823	6,188	3,715	9,903	1,080		
		36	36	5,838	3,087	8,925	6,372	3,844	10,216	1,101		
		36	36	5,983	3,132	9,115	6,372	3,844	10,216	1,101		
		37	37	6,032	3,186	9,218	6,555	3,974	10,529	1,123		
		37	37	6,156	3,250	9,406	6,555	3,974	10,529	1,123		
		38	38	6,200	3,300	9,500	6,739	4,104	10,843	1,146		
		38	38	6,328	3,369	9,697	6,739	4,104	10,843	1,146		
		39	39	6,372	3,414	9,786	6,922	4,233	11,155	1,166		
		39	39	6,501	3,488	9,989	6,922	4,233	11,155	1,166		
		40	40	6,546	3,538	10,084	7,106	4,363	11,469	1,188		
		40	40	6,674	3,607	10,281	7,106	4,363	11,469	1,188		
		41	41	6,718	3,653	10,371	7,290	4,492	11,782	1,209		
		41	41	6,847	3,726	10,573	7,290	4,492	11,782	1,209		
		42	42	6,792	3,700	10,492	7,473	4,622	12,095	1,231		
		42	42	7,020	3,844	10,864	7,473	4,622	12,095	1,231		
		43	43	6,836	3,754	10,590	7,657	4,752	12,409	1,254		
		43	43	7,192	3,963	11,155	7,657	4,752	12,409	1,254		
		44	44	6,880	3,808	10,688	7,840	4,881	12,721	1,274		
		44	44	7,365	4,082	11,447	7,840	4,881	12,721	1,274		
		45	45	6,924	3,852	10,776	8,024	5,011	13,035	1,296		
		45	45	7,538	4,201	11,739	8,024	5,011	13,035	1,296		
		46	46	6,968	3,896	10,864	8,208	5,140	13,348	1,317		
		46	46	7,711	4,320	12,031	8,208	5,140	13,348	1,317		
		47	47	7,012	3,940	10,952	8,391	5,270	13,661	1,339		
		47	47	7,884	4,438	12,322	8,391	5,270	13,661	1,339		
		48	48	7,056	3,984	11,040	8,575	5,400	13,975	1,362		
		48	48	8,056	4,557	12,613	8,575	5,400	13,975	1,362		
		50	50	7,100	4,028	11,128	8,942	5,659	14,601	1,404		
		50	50	8,402	4,795	13,197	8,942	5,659	14,601	1,404		
		51	0	8,144	0	8,144	9,136	0	9,136	550		
		51	0	8,586	0	8,586	9,136	0	9,136	550		
		52	0	8,630	0	8,630	9,331	0	9,331	562		
		52	0	8,769	0	8,769	9,331	0	9,331	562		
		53	53	8,704	5,270	13,974	9,525	6,177	15,702	1,468		
		53	0	8,953	0	8,953	9,525	0	9,525	572		
		54	54	8,998	5,314	14,312	9,720	6,350	16,070	1,491		
		54	0	9,136	0	9,136	9,720	0	9,720	584		
		55	55	9,180	5,358	14,538	9,914	6,523	16,437	1,512		
		55	55	9,320	5,605	14,925	9,914	6,523	16,437	1,512		
		56	56	9,364	5,652	15,016	10,108	6,696	16,804	1,533		
		56	56	9,504	5,767	15,271	10,108	6,696	16,804	1,533		
		61	61	9,408	5,696	15,104	11,080	7,560	18,640	1,641		
		61	61	10,422	6,577	16,999	11,080	7,560	18,640	1,641		
		61	0	10,422	0	10,422	11,080	0	11,080	658		
		67	0	11,460	0	11,460	12,247	0	12,247	724		
		67	0	11,523	0	11,523	12,247	0	12,247	724		
		69	0	11,604	0	11,604	12,636	0	12,636	746		
		69	0	11,890	0	11,890	12,636	0	12,636	746		
		78	78	12,948	9,331	22,279	14,385	10,497	24,882	2,008		
		78	78	13,543	9,331	22,874	14,385	10,497	24,882	2,008		
		79	79	13,587	9,375	22,962	14,580	10,670	25,250	2,031		
		79	79	13,726	9,493	23,219	14,580	10,670	25,250	2,031		
		108	0	19,051	0	19,051	20,217	0	20,217	1,166		
		108	108	19,126	14,191	33,317	20,293	15,681	35,974	2,657		
		184	0	33,080	0	33,080	35,067	0	35,067	1,987		
		195	0	35,100	0	35,100	37,206	0	37,206	2,106		
		25	25ミリ	133	234	23,727	34,819	58,546	25,164	37,670	62,834	4,288
		152		152	27,216	21,319	48,535	28,857	23,284	52,141	3,606	
		162		162	29,052	22,939	51,991	30,801	25,012	55,813	3,822	
176	238	31,622		35,413	67,035	33,523	38,307	71,830	4,795			
295	0	53,470	0	53,470	56,656	0	56,656	3,186				
50	50ミリ	104	104	19,375	13,543	32,918	20,498	14,990	35,488	2,570		
208		208	38,469	30,391	68,860	40,716	32,961	73,677	4,817			
232		232	42,876	34,279	77,155	45,381	37,108	82,489	5,334			
351		351	64,724	53,557	118,281	68,515	57,672	126,187	7,906			
466		0	85,838	0	85,838	90,871	0	90,871	5,033			
654		654	120,355	102,643	222,998	127,418	110,030	237,448	14,450			
669		0	123,109	0	123,109	130,334	0	130,334	7,225			
1,045	1,045	192,142	165,985	358,127	203,428	177,595	381,023	22,896				
1,580	0	290,368	0	290,368	307,432	0	307,432	17,064				
75	75ミリ	32	32	6,350	2,656	9,006	6,696	3,326	10,022	1,016		
合計		38,492	27,563	6,862,454	2,709,129	9,571,583	7,278,156	3,434,370	10,712,526	1,140,943		
							415,702	725,241	1,140,943			
							6.06%	26.77%	11.92%			

(ケース1)

※基本料金+使用量単価の改定

水道料・・・基本料金改定なし
 使用量単価を10円アップ(基本料に含まれていた量に関してもアップ)

下水道料・・・基本料金を300円アップ
 使用量単価を10円アップ(基本料に含まれている量に関してもアップ)

水道使用料				下水道使用料			
基本料(円)	1,200	1,200		基本料(円)	700	1,000	
消費税(円)	8%			消費税(円)	8%		
超過料金(m3/円)	現在	改定後	差	超過料金(m3/円)	現在	改定後	差
0~8	0	10	10	0~8	0	10	10
9~30	150	160	10	9~30	70	80	10
31~50	160	170	10	31~50	110	120	10
51~100	170	180	10	51~100	150	160	10
101~	170	180	10	101~	150	160	10

料金改定に伴う上下水道料金、改定率

使用量		単価改定前			単価改定後		
上水道	下水道	上水道料	下水道料	上下水道料	上水道料	下水道料	上下水道料
38,492	27,563	6,862,454	2,709,129	9,571,583	7,278,156	3,434,370	10,712,526
		月額		差引額	415,702	725,241	1,140,943
				改定率	6.06%	26.77%	11.92%
		年額		改定前	82,349,448	32,509,548	114,858,996
				改定後	87,337,872	41,212,440	128,550,312
				増額分	4,988,424	8,702,892	13,691,316

使用量内訳(戸数)

使用量範囲	水道使用量		下水道使用量	
0 ~ 8	408	22.6%	250	18.9%
9 ~ 10	111	6.1%	84	6.4%
11 ~ 15	305	16.9%	225	17.0%
16 ~ 20	346	19.2%	267	20.2%
21 ~ 25	242	13.4%	196	14.8%
26 ~ 30	170	9.4%	131	9.9%
31 ~ 40	127	7.0%	101	7.7%
41 ~ 50	48	2.7%	37	2.8%
51 ~	49	2.7%	29	2.2%
計	1,806	100.0%	1,320	100.0%

8m3あたり単価	改定後	現在	差
水道料	1,468円	1,382円	86円
下水道料	1,166円	756円	410円
合計	2,634円	2,138円	496円

20m3あたり単価	改定後	現在	差
水道料	3,542円	3,326円	216円
下水道料	2,203円	1,663円	540円
合計	5,745円	4,989円	756円

30m3あたり単価	改定後	現在	差
水道料	5,270円	4,946円	324円
下水道料	3,067円	2,419円	648円
合計	8,337円	7,365円	972円

50m3あたり単価	改定後	現在	差
水道料	8,942円	8,402円	540円
下水道料	5,659円	4,795円	864円
合計	14,601円	13,197円	1,404円

(ケース2)

水道料金計算(基本料金改定)

上水道名	使用量		単価改定前			単価改定後			差引額	
	上水今回水量	下水今回水量	上水調定額	下水調定額	上下水道計	上水調定額	下水調定額	上下水道計		
13	13ミリ	0	0	1,382	756	2,138	1,598	1,296	2,894	756
		1	1	1,382	756	2,138	1,598	1,296	2,894	756
		2	2	1,382	756	2,138	1,598	1,296	2,894	756
		3	3	1,382	756	2,138	1,598	1,296	2,894	756
		4	4	1,382	756	2,138	1,598	1,296	2,894	756
		5	5	1,382	756	2,138	1,598	1,296	2,894	756
		6	6	1,382	756	2,138	1,598	1,296	2,894	756
		7	7	1,382	756	2,138	1,598	1,296	2,894	756
		8	8	1,382	756	2,138	1,598	1,296	2,894	756
		9	9	1,544	831	2,375	1,760	1,371	3,131	756
		10	10	1,706	907	2,613	1,922	1,447	3,369	756
		11	11	1,868	982	2,850	2,084	1,522	3,606	756
		12	12	2,030	1,058	3,088	2,246	1,598	3,844	756
		13	13	2,192	1,134	3,326	2,408	1,674	4,082	756
		14	14	2,354	1,209	3,563	2,570	1,749	4,319	756
		15	15	2,516	1,285	3,801	2,732	1,825	4,557	756
		16	16	2,678	1,360	4,038	2,894	1,900	4,794	756
		17	17	2,840	1,436	4,276	3,056	1,976	5,032	756
		18	18	3,002	1,512	4,514	3,218	2,052	5,270	756
		19	19	3,164	1,587	4,751	3,380	2,127	5,507	756
		20	20	3,326	1,663	4,989	3,542	2,203	5,745	756
		21	21	3,488	1,738	5,226	3,704	2,278	5,982	756
		22	22	3,650	1,814	5,464	3,866	2,354	6,220	756
		23	23	3,812	1,890	5,702	4,028	2,430	6,458	756
		24	24	3,974	1,965	5,939	4,190	2,505	6,695	756
		25	25	4,136	2,041	6,177	4,352	2,581	6,933	756
		26	26	4,298	2,116	6,414	4,514	2,656	7,170	756
		27	27	4,460	2,192	6,652	4,676	2,732	7,408	756
		28	28	4,622	2,268	6,890	4,838	2,808	7,646	756
		29	29	4,784	2,343	7,127	5,000	2,883	7,883	756
		30	30	4,946	2,419	7,365	5,162	2,959	8,121	756
		31	31	5,108	2,494	7,603	5,324	3,034	8,359	756
		32	32	5,270	2,570	7,841	5,486	3,109	8,597	756
		33	33	5,432	2,645	8,079	5,648	3,184	8,835	756
		34	34	5,594	2,721	8,317	5,810	3,259	9,073	756
		35	35	5,756	2,796	8,555	5,972	3,334	9,311	756
		36	36	5,918	2,872	8,793	6,134	3,409	9,549	756
		37	37	6,080	2,947	9,031	6,296	3,484	9,787	756
		38	38	6,242	3,023	9,269	6,458	3,559	10,025	756
		39	39	6,404	3,098	9,507	6,620	3,634	10,263	756
		40	40	6,566	3,173	9,745	6,782	3,709	10,501	756
		41	41	6,728	3,249	9,983	6,944	3,784	10,739	756
		42	42	6,890	3,324	10,221	7,106	3,859	10,977	756
		43	43	7,052	3,400	10,459	7,268	3,934	11,215	756
		44	44	7,214	3,475	10,697	7,430	4,009	11,453	756
		45	45	7,376	3,551	10,935	7,592	4,084	11,691	756
		46	46	7,538	3,626	11,173	7,754	4,159	11,929	756
		47	47	7,700	3,702	11,411	7,916	4,234	12,167	756
		48	48	7,862	3,777	11,649	8,078	4,309	12,405	756
		49	49	8,024	3,853	11,887	8,240	4,384	12,643	756
		50	50	8,186	3,928	12,125	8,402	4,459	12,881	756
51	0	8,348	0	8,348	8,564	0	8,564	216		
52	0	8,510	0	8,510	8,726	0	8,726	216		
53	53	8,672	5,281	13,953	9,169	5,821	14,990	756		
53	0	8,834	0	8,834	9,331	0	9,331	216		
54	54	9,000	5,443	14,443	9,532	5,983	15,515	756		
54	0	9,162	0	9,162	9,694	0	9,694	216		
55	55	9,320	5,605	14,925	9,943	6,145	16,088	756		
56	56	9,482	5,680	15,162	10,105	6,220	16,326	756		
61	61	10,000	6,040	16,040	10,516	6,501	17,017	756		
61	0	10,162	0	10,162	10,678	0	10,678	216		
67	0	11,000	0	11,000	11,339	0	11,339	216		
69	0	11,162	0	11,162	11,501	0	11,501	216		
78	78	13,000	9,331	22,331	13,263	9,871	23,134	756		
79	79	13,162	9,406	22,568	13,425	10,033	23,458	756		
108	0	19,000	0	19,000	19,267	0	19,267	216		
20	20ミリ	108	108	19,126	14,191	33,317	19,342	14,731	34,073	756
		184	0	33,080	0	33,080	33,296	0	33,296	216
		195	0	35,100	0	35,100	35,316	0	35,316	216
25	25ミリ	133	234	23,727	34,819	58,546	23,943	35,359	59,302	756
		152	152	27,216	21,319	48,535	27,432	21,859	49,291	756
		162	162	29,052	22,939	51,991	29,268	23,479	52,747	756
		176	238	31,622	35,413	67,035	31,838	35,953	67,791	756
		295	0	53,470	0	53,470	53,686	0	53,686	216
50	50ミリ	104	104	19,375	13,543	32,918	19,591	14,083	33,674	756
		208	208	38,469	30,391	68,860	38,685	30,931	69,616	756
		232	232	42,876	34,279	77,155	43,092	34,819	77,911	756
		351	351	64,724	53,557	118,281	64,940	54,097	119,037	756
		466	0	85,838	0	85,838	86,054	0	86,054	216
		654	654	120,355	102,643	222,998	120,571	103,183	223,754	756
		669	0	123,109	0	123,109	123,325	0	123,325	216
		1,045	1,045	192,142	165,985	358,127	192,358	166,525	358,883	756
		1,580	0	290,368	0	290,368	290,584	0	290,584	216
75	75ミリ	32	32	6,350	2,656	9,006	6,566	3,196	9,762	756
合計		38,492	27,563	6,862,454	2,709,129	9,571,583	7,252,550	3,421,929	10,674,479	1,102,896
							390,096	712,800	1,102,896	
							5.68%	26.31%	11.52%	

(ケース2)

※基本料金を改定

水道料・・・基本料金を200円アップ
使用量単価は改定なし

下水道量・・・基本料金を500円アップ
使用量単価は改定なし
400円アップだと 21.0%としか上がらない
600円アップだと 31.5%上がる

水道使用料				下水道使用料			
基本料(円)	1,200	1,400	200	基本料(円)	700	1,200	500
消費税(円)	8%			消費税(円)	8%		
超過料金(m3/円)	現在	改定後	差	超過料金(m3/円)	現在	改定後	差
0~8	0	0	0	0~8	0	0	0
9~30	150	150	0	9~30	70	70	0
31~50	160	160	0	31~50	110	110	0
51~100	170	170	0	51~100	150	150	0
101~	170	170	0	101~	150	150	0

料金改定に伴う上下水道料金、改定率

使用量		単価改定前			単価改定後		
上水道	下水道	上水道料	下水道料	上下水道料	上水道料	下水道料	上下水道料
38,492	27,563	6,862,454	2,709,129	9,571,583	7,252,550	3,421,929	10,674,479
		月額		差引額	390,096	712,800	1,102,896
				改定率	5.68%	26.31%	11.52%
		年額		改定前	82,349,448	32,509,548	114,858,996
				改定後	87,030,600	41,063,148	128,093,748
				増額分	4,681,152	8,553,600	13,234,752

使用量内訳(戸数)

使用量範囲	水道使用量		下水道使用量	
0 ~ 8	408	22.6%	250	18.9%
9 ~ 10	111	6.1%	84	6.4%
11 ~ 15	305	16.9%	225	17.0%
16 ~ 20	346	19.2%	267	20.2%
21 ~ 25	242	13.4%	196	14.8%
26 ~ 30	170	9.4%	131	9.9%
31 ~ 40	127	7.0%	101	7.7%
41 ~ 50	48	2.7%	37	2.8%
51 ~	49	2.7%	29	2.2%
計	1,806	100.0%	1,320	100.0%

8m3あたり単価	改定後	現在	差
水道料	1,598円	1,382円	216円
下水道料	1,296円	756円	540円
合計	2,894円	2,138円	756円

20m3あたり単価	改定後	現在	差
水道料	3,542円	3,326円	216円
下水道料	2,203円	1,663円	540円
合計	5,745円	4,989円	756円

30m3あたり単価	改定後	現在	差
水道料	5,162円	4,946円	216円
下水道料	2,959円	2,419円	540円
合計	8,121円	7,365円	756円

50m3あたり単価	改定後	現在	差
水道料	8,618円	8,402円	216円
下水道料	5,335円	4,795円	540円
合計	13,953円	13,197円	756円

(ケース3)

水道料金計算(使用量単価改定)

大口種別	上水口径名	使用量		単価改定前			単価改定後			差引額
		上水今回水量	下水今回水量	上水調定額	下水調定額	上下水道計	上水調定額	下水調定額	上下水道計	
		0	0	1,382	756	2,138	1,382	756	2,138	0
		1	1	1,382	756	2,138	1,393	788	2,181	43
		2	2	1,382	756	2,138	1,404	820	2,224	86
		3	3	1,382	756	2,138	1,414	853	2,267	129
		4	4	1,382	756	2,138	1,425	885	2,310	172
		5	5	1,382	756	2,138	1,436	918	2,354	216
		6	6	1,382	756	2,138	1,447	950	2,397	259
		7	7	1,382	756	2,138	1,458	982	2,440	302
		8	8	1,382	756	2,138	1,468	1,015	2,483	345
		9	9	1,544	831	2,375	1,641	1,112	2,753	378
		10	10	1,706	907	2,613	1,814	1,209	3,023	410
		11	11	1,868	982	2,850	1,987	1,306	3,293	443
		12	12	2,030	1,058	3,088	2,160	1,404	3,564	476
		13	13	2,192	1,134	3,326	2,332	1,501	3,833	507
		14	14	2,354	1,209	3,563	2,505	1,598	4,103	540
		15	15	2,516	1,285	3,801	2,678	1,695	4,373	572
		16	16	2,678	1,360	4,038	2,851	1,792	4,643	605
		17	17	2,840	1,436	4,276	3,024	1,890	4,914	638
		18	18	3,002	1,512	4,514	3,196	1,987	5,183	669
		19	19	3,164	1,587	4,751	3,369	2,084	5,453	702
		20	20	3,326	1,663	4,989	3,542	2,181	5,723	734
		21	21	3,488	1,738	5,226	3,715	2,278	5,993	767
		22	22	3,650	1,814	5,464	3,888	2,376	6,264	800
		23	23	3,812	1,890	5,702	4,060	2,473	6,533	831
		24	24	3,974	1,965	5,939	4,233	2,570	6,803	864
		25	25	4,136	2,041	6,177	4,406	2,667	7,073	896
		26	26	4,298	2,116	6,414	4,579	2,764	7,343	929
		27	27	4,460	2,192	6,652	4,752	2,862	7,614	962
		28	28	4,622	2,268	6,890	4,924	2,959	7,883	993
		29	29	4,784	2,343	7,127	5,097	3,056	8,153	1,026
		30	30	4,946	2,419	7,365	5,270	3,153	8,423	1,058
		31	31	5,108	2,494	7,603	5,443	3,250	8,693	1,091
13	13ミリ	32	32	5,270	2,569	7,841	5,615	3,347	8,963	1,123
		33	33	5,432	2,644	8,079	5,788	3,444	9,233	1,156
		34	34	5,594	2,719	8,317	5,961	3,541	9,503	1,188
		35	35	5,756	2,794	8,554	6,134	3,638	9,773	1,220
		36	36	5,918	2,869	8,792	6,307	3,735	10,043	1,253
		37	37	6,080	2,944	9,030	6,480	3,832	10,313	1,285
		38	38	6,242	3,019	9,268	6,653	3,929	10,583	1,318
		39	39	6,404	3,094	9,506	6,826	4,026	10,853	1,350
		40	40	6,566	3,169	9,744	7,000	4,123	11,123	1,382
		41	41	6,728	3,244	9,982	7,173	4,220	11,393	1,415
		42	42	6,890	3,319	10,220	7,346	4,317	11,663	1,447
		43	43	7,052	3,394	10,458	7,519	4,414	11,933	1,480
		44	44	7,214	3,469	10,696	7,692	4,511	12,203	1,512
		45	45	7,376	3,544	10,934	7,865	4,608	12,473	1,544
		46	46	7,538	3,619	11,172	8,038	4,705	12,743	1,577
		47	47	7,700	3,694	11,410	8,211	4,802	13,013	1,609
		48	48	7,862	3,769	11,648	8,384	4,899	13,283	1,642
		49	49	8,024	3,844	11,886	8,557	4,996	13,553	1,674
		50	50	8,186	3,919	12,124	8,730	5,093	13,823	1,706
		51	0	8,348	0	8,348	9,003	0	9,003	550
		52	0	8,510	0	8,510	9,273	0	9,273	562
		53	53	8,672	5,064	13,736	9,546	6,612	16,158	1,803
		53	0	8,834	0	8,834	9,816	0	9,816	572
		54	54	9,000	5,139	14,139	10,089	6,709	16,798	1,837
		54	0	9,162	0	9,162	10,359	0	10,359	584
		55	55	9,324	5,214	14,538	10,632	6,806	17,438	1,868
		56	56	9,486	5,289	14,775	10,805	6,903	17,708	1,900
		61	61	10,140	5,364	15,504	11,670	7,000	18,670	2,062
		61	0	10,302	0	10,302	11,940	0	11,940	658
		67	0	10,464	0	10,464	12,210	0	12,210	724
		69	0	10,626	0	10,626	12,480	0	12,480	746
		78	78	11,280	5,439	16,719	13,345	7,102	20,447	2,613
		79	79	11,442	5,514	16,956	13,615	7,200	20,816	2,647
		108	0	11,604	0	11,604	13,885	0	13,885	1,166
20	20ミリ	108	108	11,766	5,589	17,355	14,155	7,297	21,452	3,586
		184	0	11,928	0	11,928	14,425	0	14,425	1,987
		195	0	12,090	0	12,090	14,695	0	14,695	2,106
25	25ミリ	133	234	12,252	34,819	47,071	25,164	39,960	65,124	6,578
		152	152	12,414	21,319	33,733	28,857	24,688	53,545	5,010
		162	162	12,576	22,939	35,515	30,801	26,524	57,325	5,334
		176	238	12,738	35,413	48,151	33,523	40,640	74,163	7,128
		295	0	12,900	0	12,900	36,656	0	36,656	3,186
50	50ミリ	104	104	13,064	13,543	26,607	20,498	15,876	36,374	3,456
		208	208	13,226	30,391	43,617	40,716	34,970	75,686	6,826
		232	232	13,388	34,279	47,667	45,381	39,376	84,757	7,602
		351	351	13,550	53,557	67,107	68,515	61,225	129,740	11,459
		466	0	13,712	0	13,712	70,871	0	70,871	5,033
		654	654	13,874	102,643	116,517	127,418	116,856	244,274	21,276
		669	0	14,036	0	14,036	130,334	0	130,334	7,225
		1,045	1,045	14,198	165,985	180,183	203,428	188,643	392,071	33,944
		1,580	0	14,360	0	14,360	217,302	0	217,302	17,064
75	75ミリ	32	32	14,522	2,656	17,178	14,696	3,434	18,130	1,124
合計		38,492	27,563	6,862,454	2,709,129	9,571,583	7,278,156	3,407,782	10,685,938	1,114,355
							415,702	698,653	1,114,355	
							6.06%	25.79%	11.64%	

(ケース3)

※使用量単価の改定

水道料・・・基本料金改定なし
 使用量単価を10円アップ(基本料に含まれていた量に関してもアップ)

下水道料・・・基本料金改定なし
 8m3までを30円アップ、9m3からを20円アップ

水道使用料				下水道使用料			
基本料(円)	1,200	1,200		基本料(円)	700	700	
消費税(円)	8%			消費税(円)	8%		
超過料金(m3/円)	現在	改定後	差	超過料金(m3/円)	現在	改定後	差
0~8	0	10	10	0~8	0	30	30
9~30	150	160	10	9~30	70	90	20
31~50	160	170	10	31~50	110	130	20
51~100	170	180	10	51~100	150	170	20
101~	170	180	10	101~	150	170	20

料金改定に伴う上下水道料金、改定率

使用量		単価改定前			単価改定後		
上水道	下水道	上水道料	下水道料	上下水道料	上水道料	下水道料	上下水道料
38,492	27,563	6,862,454	2,709,129	9,571,583	7,278,156	3,407,782	10,685,938
		月額		差引額	415,702	698,653	1,114,355
				改定率	6.06%	25.79%	11.64%
		年額		改定前	82,349,448	32,509,548	114,858,996
				改定後	87,337,872	40,893,384	128,231,256
				増額分	4,988,424	8,383,836	13,372,260

使用量内訳(戸数)

使用量範囲	水道使用量		下水道使用量	
0 ~ 8	408	22.6%	250	18.9%
9 ~ 10	111	6.1%	84	6.4%
11 ~ 15	305	16.9%	225	17.0%
16 ~ 20	346	19.2%	267	20.2%
21 ~ 25	242	13.4%	196	14.8%
26 ~ 30	170	9.4%	131	9.9%
31 ~ 40	127	7.0%	101	7.7%
41 ~ 50	48	2.7%	37	2.8%
51 ~	49	2.7%	29	2.2%
計	1,806	100.0%	1,320	100.0%

8m3あたり単価	改定後		現在		差	
水道料	1,468	円	1,382	円	86	円
下水道料	1,015	円	756	円	259	円
合計	2,483	円	2,138	円	345	円

20m3あたり単価	改定後		現在		差	
水道料	3,542	円	3,326	円	216	円
下水道料	2,181	円	1,663	円	518	円
合計	5,723	円	4,989	円	734	円

30m3あたり単価	改定後		現在		差	
水道料	5,270	円	4,946	円	324	円
下水道料	3,153	円	2,419	円	734	円
合計	8,423	円	7,365	円	1,058	円

50m3あたり単価	改定後		現在		差	
水道料	8,942	円	8,402	円	540	円
下水道料	5,961	円	4,795	円	1,166	円
合計	14,903	円	13,197	円	1,706	円

会 議 録

会議の名称	令和元年度 第3回 木城町上下水道事業料金等審議会
開催日時	令和元年 5月17日(金) 午後 1時～午後 2時
開催場所	木城町役場 庁舎3階 大会議室(木城町大字高城1227番地1)
会長氏名	鈴木 祥広
出席者氏名 (委員)	鈴木会長、西副会長、甲斐委員、内山田委員、永友委員 伊藤委員、中下委員、中竹委員、神田委員 (計9名)
欠席者氏名 (委員)	長友委員
事務局	吉岡環境整備課長、長友補佐、水口上下水道係長、徳井主事
次 第	議事 (1) 審議会スケジュールの変更について (2) 上下水道料金改定案について (3) その他

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	【開会】 開会の宣言。
事務局	【事務局自己紹介】 吉岡環境整備課長 長友課長補佐 水口上下水道係長 森主査 徳井主事
事務局	【委員出欠状況報告】 本日の審議会には、委員10名中9名の委員の皆様にご出席いただいております。
事務局	【配布資料の確認】 本日の会議資料の確認
事務局	【議長選出】 条例第6条第1項の規定に基づき、審議会議長につきましては会長が務めるということですが、まだ来られていないので鈴木会長が来られるまで西副会長に議長をよろしくお願いします。
副会長	【副会長あいさつ】
副会長	それでは、次第のほうの議事に入ります。まず、(1) 審議会スケジュールの変更について事務局の方から説明をお願いします。
事務局	<説明用資料を用いて> 本日、令和元年5月17日に第3回上下水道料金審議会を行っております。 今後のスケジュールになりますが、第3回上下水道料金等審議会終了後、5月27日から約2～3週間パブリックコメントの募集を開始いたします。 確定で第4回上下水道料金審議会を7月4日10時から、この会場で

<p>副会長</p>	<p>行いたいと思っていますのでスケジュールの調整をよろしくお願ひします。今後は、パブリックコメントに対する回答、最終的な使用料の改定部分の決定、町長へ審議会からの答申を予定しております。</p> <p>この時点で審議会自体は終わりますが、料金改定のスケジュールとしては、9月中旬に行われます木城町議会の9月定例会に料金改定の議案を上程する予定にしております。10月1日に消費税の改定があるということです。議会承認後、10月中旬位から令和2年度以降の料金改定について、広報及び周知について、使用者に対して周知徹底をしていくという形を考えております。3月下旬に新料金での検針がスタート、4月以降での料金徴収という形に今後のスケジュールとして事務局は考えております。</p> <p>今、審議会のスケジュール変更について問題ないと思うのですが、大丈夫でしょうか。では、原案通り進めていただくということでよろしくお願ひします。</p> <p>では、(2) 上下水道料金改定案について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>先日の本会議開催の案内と一緒に、前回の第2回審議会の時に鈴木会長から提案していただきました料金改定案についてのケースを3パターンほど検討させていただいて、その料金表を作成し、それぞれのパターンを資料化したものを配布させていただきました。事前に見ていただいていると思いますが、もう一度確認の意味で説明をさせていただきます。</p> <p>(鈴木会長到着)</p> <p><説明用資料を用いて></p> <p><u>ケース2</u>基本料金の改定を説明</p> <p><u>ケース3</u>使用量単価の改定を説明</p> <p><u>ケース1</u>基本料金+使用量単価の改定を説明</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。ケース2、ケース3、ケース1があるのですが、前回から提案してもらっている基本料金のみを上げる場合がケース2で、この考え方は使う人たち全体に基本料金はしっかりと払ってもらおうとって広く料金を上げさせてもらって回収するという考え</p>

	<p>方になります。もう一つのケース3というのは、基本料金はそのままにしておいて、使った人にその分の負担をお願いする考え方で想定した要求の考え方で、3番目がその折衷案、基本料金を一部、特に下水道の場合は上げるけど、それと使用者の方に負担してもらういわゆる2つの考え方を合わせたものになります。どちらも一長一短で前回の時に使っていない人も基本料金は払っている。高齢者の方や使っていない方でも基本料金をあげると払わなくてはいけないということが生じてきます。逆に使った人に負担をするということになると使用量の単価を上げることにせざるを得ないということで、ケース1はどちらも基本料金もそれなりに上げて、使用料もそれなりに負担してもらうというような形がケース1ということになります。一応、事務局は、ケース1で基本料金と使用料金を少しずつ上げて年額の増額を考え、計画したいということになります。前回の時、だいぶ複雑だったのですが、綺麗に整理していただいてわかりやすくなって、それぞれどのくらい使っている家庭であればどのくらいの料金アップするのかということを示していただいていますので、その辺も含めて今回の場合は大事になるので、各委員の方々から少しご意見をいただいて、位置づけとしますと今日がこれに関する最終案をここで検討して、そして、次回は答申という形になりますので、意見を言っていただいて修正・検討するのであればここでと思います。</p>
<p>委員 1</p>	<p>先にこの資料をいただきましたので、1月からの自宅の水道使用量を照らし合わせてみました。町民が平等に負担していくという意味ではケース1がいいかなと思います。ケース3になると使用している方の負担が多くなるので大変だろうということで、ケース3の場合に使う量が少なければ金額伸びてなかったのですが、ケース1の場合では使う量が増えてもケース3よりも上がる金額が少なかったということで、ケース1がいいかなと思いました。資料をいただいた時に見てそういう考えを持ちました。</p>
<p>委員 2</p>	<p>高齢者の独り暮らしの世帯は基本料が上がると負担が大きくて大変かなと思いました。平等の意味でいうと、ケース1の基本料金を上げて、使った分もアップするというのがベストじゃないかなと思います。</p>
<p>委員 3</p>	<p>私も同じくケース1がいいと思います。</p>

委員 4	私もケース 1 がいいと思います。
委員 5	私もケース 1 でいいと思います。使った分だけを負担するというやり方の方が水を出しっぱなしにしないとか、意識していくことができると思いますのでケース 1 で。
委員 6	私もケース 1 が一番いいかなと思います。ケース 2 の基本料金だけ上げるのであれば、負担率が一律すぎて逆に不平等かなと思うので。下水道の基本料がアップしてしまうと浄化槽の方は関係ないわけですね。
事務局	そうです。関係ないです。
委員 6	となると負担率の 25%アップを下水道使用者だけで負担するのは不平等じゃないのかなと思ったので、真ん中の案のケース 1 が一番いいかなと思います。
委員 7	個人的なお話になるのですが、子供がいる家庭とは水もいっぱい使い、下水もいっぱい使用する。木城町は子育てをする家庭が増えているので、ケース 3 はきついかと思います。私もケース 1 が一番、平等なのかなと思います。
会長	委員の方々は、基本的ケース 1 ということで、いいだろうという考え方だと思いますけど、一応、事務局で提案していただいたのが、水道については使用料を 10 円アップ、下水道の基本料を 300 円アップ、使用料 10 円アップの提案で期待の増額分は得られるということなのですが、アップの値段については委員の方どうでしょうか。合計でケース 1 だと 970 円くらいのアップになる。このアップ率で委員の方どうでしょうか。
委員 6	消費税が 8% で計算されているということは、改定した時にはもう少し上がりますか。
事務局	上がります。2% 上がります。
事務局	全体の上げ幅的に最低でも水道は全体の 5%、下水道が全体の 25%

	<p>上げないと水道会計・下水道会計がなりたっていけないというのが国の指導を受けながらやっていかなければいけないところなので、上げさせていただきたい。そのやり方として、パターンを3つ示してご意見いただいた。ケース1がたくさん使う人、子育て世代の人には負担が少ないだろうということでケース1をどうでしょうかということで提案しております、金額を下げてしまうと25%をクリアできなくなるので、300円アップ、10円アップしないと5%アップ、25%アップをクリア出来なくなる。ぜひ、ご理解いただきたい。</p>
<p>会長</p>	<p>1000円くらいは上がるということにならざるを得ないですね。結構な増にはなりますけど。</p>
<p>委員1</p>	<p>うちも差が広くて、16ぐらいの時と32ぐらいの時と季節によって使い方が違う。16の時が700円アップで、32の時が1015円アップだからいいのかな。</p>
<p>会長</p>	<p>一応、金額は目標の水道は5%が最低限で、下水は元々つなげてほしいのでかなり料金を抑えていて、新しいものを作って、入ってるものもなかなか良い物で、小丸川等の環境にもものすごく配慮した良い物が入っているので、それが実際に動くようになってくると、だいぶ安くしていた分だけ、これからの負担は通常に維持管理していく上でも25%は最低限。前回までの委員会でも色々データを将来的に予測していくことになるということでした。だいたいこれくらいが料金に関してはやむを得ない。</p>
<p>事務局</p>	<p>参考までに第2回の審議会でも郡内の状況を資料でつけさせていただいたのですが、水道料金については基本料を今回改定していませんので、郡内の市町村でいくとあまり変わらない、料金のm³単価については、元々木城町の水道料金は若干他の自治体より高かったのですが、さらに少し上がってしまうという傾向ではあります。ただ料金を5%改定せざるを得ないので、それを含めた時に10円の使用量単価を皆さんに負担していただくということで設定させていただいています。下水道料金については、郡内の自治体を見ると、高鍋町・西米良村で1000円、川南町・西都市が1300円なので、基本料を改定したところで、まだ、他の自治体と足並みが揃う位です。使用量の単価については、それぞれの単価を10円アップしていますが、他の自治体に比</p>

	<p>べると100円以上からスタートになっていますので、10円上げて もまだ他よりも安いと思います。一番高いところでいきますと、高鍋 町は50m³を超えると200円/m³とっています。それに比べると木 城町の場合は、安いという風には思っています。木城町が今回料金改 定したとしても、50m³以上で160円なので、高鍋町が30～50 m³までが160円です。一般家庭の30m³をベースに考えると8～2 0m³が110円の20～30m³が130円。川南町については、9、 10～50m³までが100円、51m³以上が160円。西米良村は9 m³以上が統一の110円。西都市は9m³以上が140円。単価的に考 えると他の自治体よりはまだ比較的安いのではないかと思います。</p>
会長	<p>そうするとこのケース1の案がよろしいということがこの審議会で一 応認められたということになります。後は先ほどパブリックコメント のスケジュールの説明があったと思うのですが。</p>
事務局	<p>はい。</p>
会長	<p>パブリックコメントでその意見を聞いてから、こちら側の委員会から 答申という形になります。</p>
事務局	<p>はい。</p>
会長	<p>最終的には、これは、議会で承認ということですか。</p>
事務局	<p>承認ということです。</p>
会長	<p>この先の話は平成40年までをみるとまだこの後も色々検討していかな いといけないと思うのですが、この料金の改定は、通常だと5年で 見直しですか。</p>
事務局	<p>そうです。第2回の時に資料説明させていただいたと思うのですが、 一応経営戦略上は、5年ベースで、5%・25%をアップしていくと いう形で経営戦略歳入の戦略を練っております。あくまでも人口の減 少率とか、施設の更新率というものを含んでの長期の計画になりま す。ただ、人口の下降が約0.5%で見込んでいるので、それが実際 1%減少したとか、2%以上減少したとかで下がり線がもっと下に向</p>

	<p>く場合は、もっと早い段階での料金改定の掲示が必要になってくるかと思えます。一応ベースとしては5年を一つのワンクールとして考えて、実際は4年後位にこのような会をさせていただいて5年目の料金改定に臨むという形がベストではないかと思っております。</p>
会長	<p>恐らく今回が木城町では水道料金・下水道料金を本格的に検討して委員の方も参加していただいて検討してきたのは初めてですか。</p>
事務局	<p>初めてです。</p>
会長	<p>初めてなので、どこの市町村も今、料金改定の検討に入っているのです。色々ご理解いただいて委員になっていただいたので、後から実際に町民の方に聞かれることがあるかもしれませんが、少なくとも5年後検討して、改定は検討はしていかなざるを得ないのがずっと継続していくということで、将来のビジョンを立てていく、これがずっと一律10年も20年もこのままということはなくて、また少なくとも決まってから4年後にはその時の状況を調査したデータに基づいて料金改定を必要なのか必要じゃないのか、どのくらいまた改定せざるを得ないのかというようなことが必要なのかということが予測されます。そのへんのところも、じゃあ、どこまでってなると難しいですが。</p>
事務局	<p>一応、事務局としては審議会が料金の改定ではないので、審議して料金が適正かどうかを話し合う場ではないかなと思います。他についてはあくまでも事務局がアップを最初から目指しているというのはあったので、5年後にそうしないといけないのか、また審議していただけたらいいのかなと思っております。ちなみになのですが、平成の期間中は上水道の料金は消費税率のアップで3%・5%・8%のアップと基本料の内数を少し、10から8にずらただけで、令和で初の料金改定ということになると思います。</p>
事務局	<p>やはり料金をアップするというのは町民に対して本当に申し訳ないところはあるのですが、やはり水道ができあがって35年位経ちます。下水道がもう15年経過しています。今の下水道ろ材の入れ替え作業をして、メンテナンス的な大きな更新の時期にきておまして、できるだけ補助金や交付金を引っ張ってきてそれに当てるようとしているのですが、これは全国的な問題でインフラをいかに維持するかが大き</p>

	<p>な課題です。一つの課題としては人口減少。それ自体が減ってくると1軒一人あたりの負担を大きくしないとインフラが維持できないような状況になってきています。いずれにしても4～5年位で見直しが必要です。一辺に見直すと上げ幅も大きくなる、それではなかなか大変だという風にも思いますので、5年位では定期的に私たちの経営努力ももちろん含めて、削減するところは削減して、一応特別会計ですので、自腹でやるというのが原則なのですが、なかなかそういう風になっていませんので、4～5年毎に見直しは必要になるかという感想を持っているところです。</p>
会長	<p>今回ほどはないですか。</p>
事務局	<p>予測はできます。</p>
事務局	<p>1%とか2%とかになるかと。</p>
会長	<p>これまでしていなかったもので、今回は上水道で5%、大きいけれど下水道で25%。今度また5%・25%ということではなくて、1%・2%で、たぶん15年経つと老朽化が過ぎていくので更新が必要になってくるのでその時にはまた色々チェックしながらどこをまずは更新したらいいか検討になるかと思います。ということで5年毎に見直して少なくとも、話し合っただけということにはなると思います。この審議会では、ケース1で、水道料は使用料金を10円アップ、下水道料については基本料金を300円アップ、使用量単価を10円アップというような改定の案を進めていっていいのではないかとということで回答することで進めてよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p>
会長	<p>今日の一番重要な改定のところを皆様にお認めいただきました。その他については、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>その他については、先程、審議会スケジュールで変更点を報告させていただきました。次回の第4回上下水道料金等審議会については7月</p>

	<p>4日10時からこの場所で開催したいと思いますのでよろしくお願ひします。パブリックコメントを5月27日から予定していますけが第3回上下水道料金等審議会の議事録、今回の資料等もホームページに掲載します。それで、コスモス通信等でパブリックコメントの募集も一緒にかけます。審議会委員の方々の名簿等も掲載されるという形になりますので、相談等がありましたら役場の方にでも問い合わせてくださいと伝えていただけますようご協力よろしくお願ひします。事務局としては以上です。</p>
会長	<p>その他、委員の皆様方から何かありますか。次回は答申書を確認していただいて、町長にお渡しして、それでこの審議会は結審したということで解散ですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
会長	<p>今日の議事は予定どおり終了いたしました。事務局お願ひします。</p>
事務局	<p>熱心なご審議ありがとうございました。以上を持ちまして本日の審議회를終了したいと思います。ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。</p> <p>【閉会】</p>